

令和2年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

トラブル・シューター 研修会



「メリークリスマス」

(県央福祉会パステルファーム ワーキングセンター) Fグループのみなさん

令和2年12月12日(土)・13日(日)

10:30~14:45

県央福祉会
法人会議室

主催 NPO法人成年後見センター かけはし



山丹丹助成

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

“身近な問題に目を向けよう”

トラブル・シューター 研修会

2020年12月12日(土)・12月13日(日)

10:30～14:45 (両日とも) *10:00 開場*

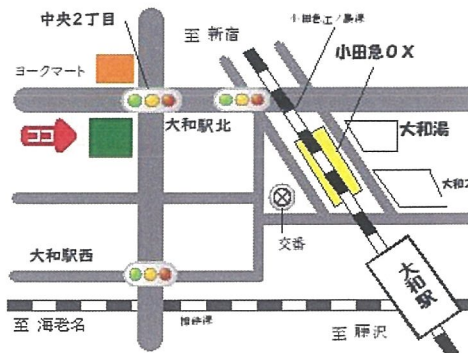
・会場：県央福祉会 法人会議室

所在地：神奈川県大和市中央2-3-19 ウェストビルディング4階

アクセス：小田急江ノ島線・相鉄線「大和駅」下車、徒歩3分

・定員：最大25名

・参加費：1日 1,000円 (両日とも)



12月
12日(土)

【制度】 10:30-12:00 『なぜ、県央福祉会が
成年後見支援センターを設立したか！』

講師：佐瀬 睦夫 (社会福祉法人 県央福祉会 理事長)

【制度】 13:15-14:45 実践報告その1 『知的障がい者・発達障がい者の
社会的トラブル報告 及び 支援方法について』

講師：辻川 圭乃 (辻川法律事務所 弁護士)

12月
13日(日)

【基礎】 10:30-12:00 逆転の発想！～コロナ禍の置き土産～
『不安について考える』

講師：角山 富雄 (湘南心理カウンセリング研究所 所長)

【制度】 13:15-14:45 実践報告その2 『知的障がい者・発達障がい者の
社会的トラブル と 法的対策について』

講師：坂本 千花 (坂本千花法律事務所 弁護士・社会福祉士)

主催：NPO 法人成年後見センターかけはし

【お申込み・お問い合わせ】 かけはし WAM 助成事業事務局：山賀・大場 (090-2484-5426)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について詳しくはホームページをご覧ください↓↓↓

神奈川県大和市柳橋2-1-26 ウイングシバタ 102

<http://www.kakehashi-tomoni.org/>

E-mail: info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp

TEL:046-244-5551/FAX:046-244-5534

☆お電話・FAX・メールいずれかの方法でお申し込みください。お問い合わせもお気軽にどうぞ

研修会 Ⅰ日目

12月12日(土)

社会福祉法人県央福祉会
理事長 佐瀬睦夫 プロフィール

佐瀬 睦夫 (させ むつお)

社会福祉法人県央福祉会 理事長

社会福祉主事任用資格／社会福祉施設長資格

経歴

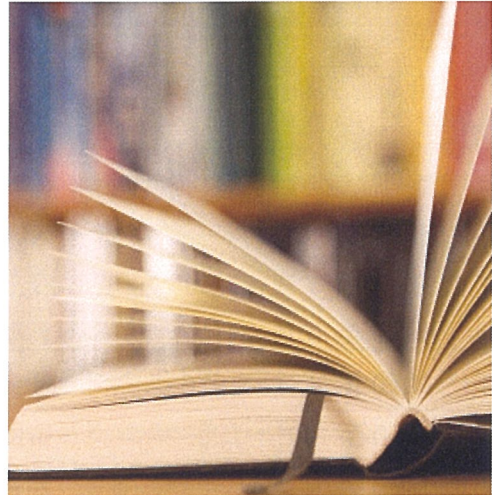
1969年 3月	駒澤大学法学部卒業
1969年 4月～10月	子どもの生活研究所
1970年 3月	日本社会事業学校専修科卒業
1970年 4月～1976年 3月	社会福祉法人唐池学園勤務
1975年 7月～1983年 3月	財団法人県央療育センター子どもの生活相談室所長
1983年 4月～1991年 3月	社会福祉法人県央福祉会 ふきのとう舎施設長
1991年 4月～1994年 6月	社会福祉法人県央福祉会 ふきのとう向生舎施設長
1994年 7月～1996年 3月	社会福祉法人かながわ共同会 厚木精華園施設長
1996年 4月～2006年 8月	社会福祉法人県央福祉会 ふきのとう舎施設長
2006年 9月～2011年 3月	社会福祉法人県央福祉会 横浜市中山みどり園所長
2011年 4月～2012年 3月	社会福祉法人県央福祉会 ふきのとう舎施設長
2012年 4月～現在	社会福祉法人県央福祉会 ふきのとう舎・ ふきのとう向生舎統括施設長

その他 社会福祉関係活動歴

1979年 8月～1990年 12月	財団法人県央療育センター理事
1983年 1月～2011年 4月	社会福祉法人県央福祉会常務理事
1978年 8月～2018年 6月	社会福祉法人唐池学園監事
1992年 10月～1994年 10月	社会福祉法人星谷会理事
1994年 11月～現在	社会福祉法人星谷会監事
2002年 3月～2017年 6月	社会福祉法人くるみ会理事・評議員
2011年 5月～現在	社会福祉法人県央福祉会理事長
2012年 5月～2016年 8月	社会福祉法人アルタイル理事・評議員
2016年 8月～2017年 6月	社会福祉法人アルタイル理事長
2017年 6月～現在	社会福祉法人ル・プリ理事
2019年 3月～現在	社会福祉法人かむ理事

高齢障がい者の成年 後見制度を考える！

社会福祉法人 県央福祉会
理事長 佐瀬 睦夫
2020年12月12日



1.はじめに！

(1) なぜ、県央福祉会はNPO法人「かけはし」を設立したのか。

「私が、成年後見制度の必要を痛感したのが、「ふきのとう舎」の施設長を務めていた時です。利用者さんのお父さんが「私が亡くなったら、今、住んでいる家は娘のA子に残したいし、蓄えも残したい！」とお会いする度に口にしておりました。お母さんはすでに亡くなっておられたが、弟さんおり、別に世帯をもっており、独立しており自宅もお持ちでした。そんなお話が出る度に、『元気なうちに遺言状を作成して置いて下さい』申し上げておりました。しかし、お父さんが突然亡くなったのです。

しかし、お父さんは遺言状を作成せずに亡くなったのです。その結果、弟さんがほぼ全額遺産を相続したのです。Aさんは、意思表示も十分できず、私たちはAさんの暮らせるグループホームを用意することになり、その後元気にグループホームで過ごしておりました。その後、**2000年「成年後見制度」**が制定され、意思表示が十分できない人々のために発足しました。

1. 成年後見制度とは？～背景と概要～

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産や身の上に関わる契約をする場合に、保護・支援する制度のことを言います。



例えば、動産や預貯金などの財産の管理、遺産分割の協議や介護施設への入所に伴う契約など、本人の意思に基づいて決定しなくてはならない場面というのは意外と多いものです。
しかし、認知症などがある場合は、自分でこれらの契約をすることが難しく、同時に、誰かが管理しなくては悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

3

この成年後見制度自体は2000年から介護保険制度と共に施行されました。介護保険制度は、本人による契約が必要です。しかし、障がいや病気により判断能力が不十分な人は本人による契約が難しい場合があります。そういった人が介護保険制度を利用するために、成年後見制度は必要でした。

成年後見制度が施行される以前は、同じように判断能力が不十分な人のための制度として「禁治産・準禁治産者宣告制度」と呼ばれる制度が設けられていました。しかし、この旧制度には本人の自己決定権の尊重や基本的人権が必ずしも尊重されていないという側面があり、また、戸籍上に禁治産・準禁治産者である旨が記載されることから、差別的な風潮を生んでいるという問題があったのです。

そのため、ノーマライゼーションや自己決定の尊重の理念のもと禁治産・準禁治産者宣告制度は廃止されました。こうした背景があるため、成年後見制度では、より一層本人の保護と意思の尊重が重んじられていると言えます。

4

2. 法定後見について

成年後見制度には、大きく分けて「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2つの制度があります。

- (1) 法定後見制度とは、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人の同意なしに行われた法律行為を後から取り消すなどすることによって本人を保護・支援する制度です。
- (2) 法定後見制度は本人の判断能力の程度によって、更に「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3種類に分かれており、それぞれ成年後見人に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

5

① 後見

- 精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

② 保佐

- 精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害）により、判断能力が著しく不十分な方。
- お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得ないでした行為については、本人または保佐人が後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。また、家庭裁判所の審判によって、保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることもできます。

③ 補助

- 軽度の精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力の不十分な方
- 特定の法律行為について、補助人に同意権・取消権や代理権を与えることができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、補助人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

6

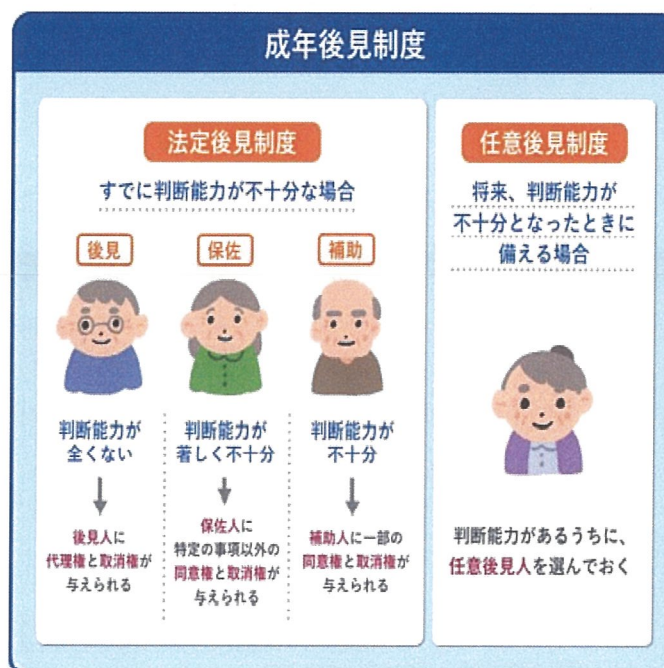
3. 任意後見について

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった状態に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活や財産管理に関する代理権を与える契約を公正証書により結んでおくというものです。

実際に本人の判断能力が低下して任意後見人が権利を執行する場合は、単独ではなく、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人の監督のもと、本人を代理して契約などを行うことになっています。

判断能力が十分なうちに本人が後見人や契約内容を決めることができるため、本人の意思が反映されやすく、いままでの生活スタイルを維持しやすいという特徴があります。

また、身寄りがない方が介護施設などに入所する際には、身元引受人の代わりとして任意後見人を定めておくというケースもあります。



NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブルシューター研修会」

1. 後見の対象となる方とは？

後見は、日常の買い物や金銭管理等が全くなされない等の状態、つまり判断能力が全くない方が対象となります。

後見人には、被後見人の財産管理や法律行為を代わりに行う代理権(注1)と取消権が与えられます。取消権とは、被後見人が行った法律行為を取り消すことができる権限です。

注1:被後見人の自宅の処分に関しては、家庭裁判所の許可が必要。

2. 保佐の対象になる方とは？

保佐は、日常的な買い物等は一人でできるけれど、たとえば不動産を売買する等の重要な財産行為を行う際には、誰かの支援があったほうが良い方を対象とします。

保佐人には、被保佐人が行う重要な財産に関する行為について、同意権、取消権が与えられます。

重要な財産に関する行為とは、たとえば借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等で、法律で定められています。これらの行為を被保佐人が行うためには、保佐人の同意が必要となります。

保佐人の同意なく被保佐人がこれらの行為を行った場合、取り消すことができます。保佐人の同意を必要とする法律行為は、家庭裁判所の審判により追加することができます。また、家庭裁判所の審判により、特定の代理権を追加することもできます。

3. 補助の対象になる方とは？

補助は、日常的な買い物等は一人でできるけれど、たとえば家を新築するなどの重要な財産行為について、一人で行うことが不可能ではないが適切に行えない恐れがあり、他人の援助を受けたほうが安心である、というような方を対象とします。

補助人には、家庭裁判所の審判により、被補助人が行う、たとえば借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等、法律で定められた行為の一部について、同意権・取消権が与えられます。

また、保佐人同様、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為に対する代理権を追加することができます。

9

成年後見制度申立の動機は「預貯金の管理・解約」がダントツ

成年後見制度利用の動機 トップ5は？

成年後見制度は、どのような時に必要になるのでしょうか？トップ5は以下の通りです。

預貯金の管理・解約

介護保険契約(施設入所等のため)

身上監護

不動産の処分

相続手続

(「成年後見関係事件の概況-平成27年1月~12月-」(最高裁判所事務総局家庭局)をもとに作成)

2位の施設入所等のため介護保険契約は「親族でいいじゃない？」と思うかもしれませんが、本人は成人です。

未成年者の親権者とは異なり、親戚に本人を代理する権利はありません。そのため、後見人等が必要となります。

3位の身上監護とは、本人の生活環境を整えるために法的な手続を行うことです。たとえば、要介護認定の申請手続、住居の確保、病院への入院手続等が挙げられます。

4位の不動産の処分について、本人が所有する自宅の売却や賃貸用不動産等の管理、売却等をする際には、後見人等が必要となります。

なお、後見人が付いた後、被後見人等の自宅の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。

5位の相続手続について、相続財産が預貯金の場合、口座の名義変更等の相続手続の際に、判断能力が不十分な相続人には後見人等が必要となります。

相続財産が不動産で、遺言書(公正証書または家庭裁判所の検認済証明書付きの遺言書)がない場合、遺産分割の方法により手続が異なります。

法律で定めた割合(=法定相続分)通りに相続する場合には後見人等がいなくても登記手続をすることができます。一方、法定相続分通りに相続しない場合には、登記の際、相続割合を協議したうえで遺産分割協議書を作成する必要があります。そのため、判断能力が不十分な相続人には後見人等が必要となります。

10

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブルシューター研修会」

後見人等にできないこと6つ

- 日用品の購入のほか、下記4～6は、本人の意思決定によるべきものとされます。
 1. 食事や排せつ等の介助等の事実行為医療行為への同意
 2. 身元保証人、身元引受人、入院保証人等への就任
 3. 本人の住居を定めること
 4. 婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知等の代理
 5. 遺言

後見人等になるために必要な資格はない！

- 後見人等になれるのは、どんな人？
 1. **法律で定められているのは、後見人等になれる人です。(民法847条「後見人の欠格事由」)言い換えればそれ以外の人ならだれでも後見人になれるのです。**
 2. 親族をはじめ、専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）地域の市民などがあげられます。さらに複数の後見人等、法人の後見人等も可とがあります。
 3. どのようなときにそうなるのかというと、例えば、後見人候補者が親族で、親族間に意見の対立がある場合や、不動産売買や生命保険金受領など申し立ての動機が重大な法律行為であった場合など15項目が定められています。
 4. なお、家庭裁判所に不服を申し立てることはできません。

11

親族が後見人等になる場合の注意点3つ

1. **後見人等は家庭裁判所に選任される「公的な任務」であることを自覚する**
例えば、息子が父親の後見人等となっている場合、父親の財産を自分のために使うことは業務上横領となります。
2. **本人の財産の贈与・貸付等はない**
本人の意思が強い場合には、事前に家庭裁判所に相談しましょう。
3. **後見人等就任前に、親族内でしっかり話し合いをする**
親族が「後見人は本人の財産を自由に使える」と誤解する可能性があります。

第三者が後見人等になる場合の注意点3つ

1. **後見人等は「本人の利益」のために動く**
例えば、将来の相続に備えて贈与を行う等は、本人の財産を減額させることになるためできません。
2. **後見等に関する記録を見せてくれないこともある**
後見人等には、被後見人等の財産目録や後見等に関する記録を親族に公開する義務はありません。確認したい場合には、家庭裁判所に記録の閲覧・謄写を申請します。
3. **後見人等とは、なるべくコミュニケーションをとる**
不正防止につながり

財産が多いと、弁護士や司法書士が後見人になることがある

後見人等は、担当した裁判官が諸事情を勘案して決定し、選任理由は公開されません。
また、後見制度支援信託（※）を利用する場合、信託銀行との専門的な契約が必要となるため、一時的に後見制度支援信託弁護士や司法書士が後見人に就任することがあります。裁判官の判断にもよりますが、流動資産500万円以上が目安です。
※後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのこと。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象になる

12

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブルシューター研修会」

成年後見には これぐらいの費用がかかります
成年後見制度の利用にかかる費用（概算額）

	項目	金額		備考
		報酬※注1	実費	
法定後見	後見申立手続	30,000円～	10,000円	申立・印紙、切手で家庭裁判所に納付分
	医学鑑定	30,000円～	—	家裁が実施する場合のみ
	後見人報酬（月額）	10,000円～	—	家裁の審判により決定（推定額）
	後見監督人報酬（月額）	5,000円～	—	家裁の審判により決定（推定額）
任意後見	任意後見契約	20,000円～	15,000円	嘱託・公証役場への契約手続・登記費用
	委任契約（加算額）	5,000円～	11,000円	任意後見契約に追加する場合のみ
	死後の事務（加算額）	50,000円～	11,000円	任意後見契約に追加する場合のみ
	後見監督人選任手続	6,000円～	—	将来発生する家庭裁判所での手続費用
	任意後見人報酬（月額）	10,000円～	—	契約により決定（推定額）
	後見監督人報酬（月額）	3,000円～	—	家裁の審判により決定（推定額）

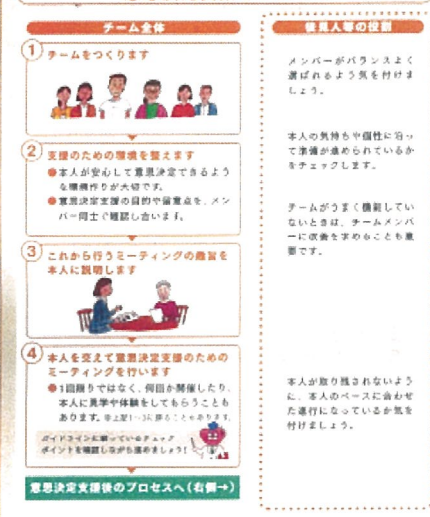
注1…但し、報酬は保有されている現預金の金額に応じて変動します。

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

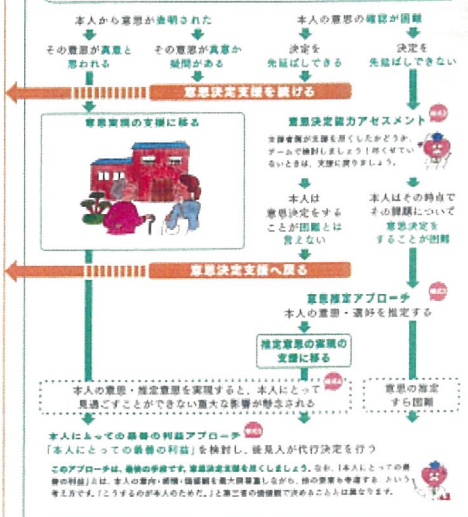
- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額の資産を売却する場合
 - 特定の親戚に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス



意思決定支援後のプロセス



成年後見制度が「自己決定権」の裁量の幅を広げた。

ノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきて、社会福祉制度も「措置制度」から「契約制度」へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供者と契約する利用制度へと転換が図られ、本人の状況に応じた弾力的かつ利用しやすい制度ととして成年後見制度が進化しています。

県央福祉会は「どんな人の人生も肯定される社会をめざす」というスローガンのもと、障がい者だから後見制度が必要という論理だけではなく、本人の意思決定を尊重する後見制度を目指しています。

15.

1. 意思決定支援の定義

障がい者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思決定することが困難な障がい者に対する支援を意思決定支援として次のように定義します。意思決定支援とは、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。以下同じ。）等で自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みを言います。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

（1）本人の判断能力

本人の障がいによる判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与えます。例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

16.

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブルシューター研修会」

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられます。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれています。日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることに繋がります。日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

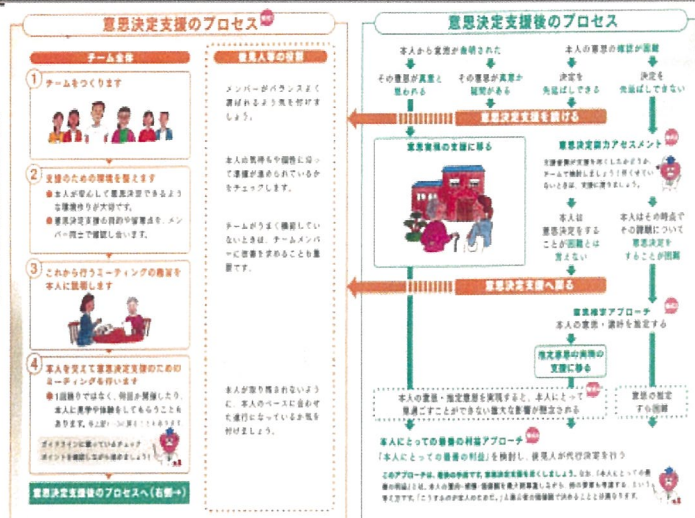
障害者総合支援法の基本理念には、全ての障がい者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられます。**本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要があります(チームを組んで支援します)。**

17

(3) 人的・物理的環境による影響

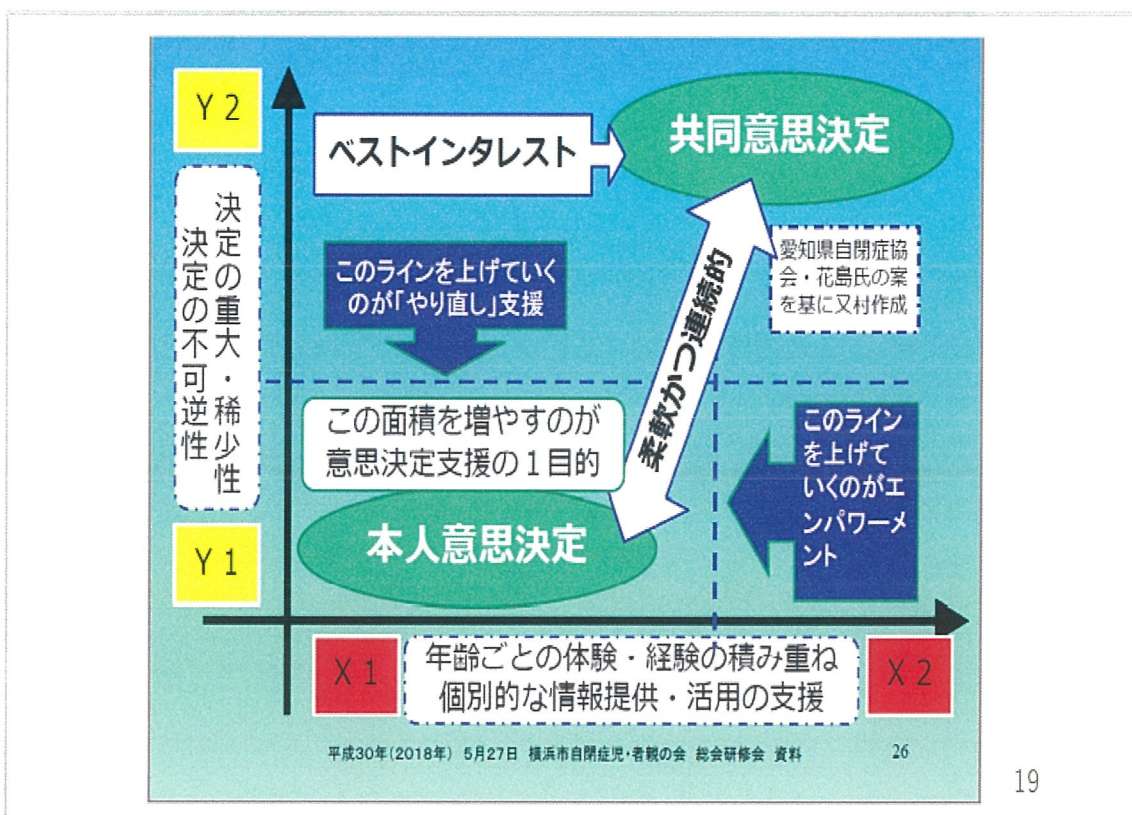
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受けます。例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができているかどうかの影響することが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性があります。

14ページでも説明した意思決定支援は、法人後見制度なら障がいがある、意思確認がより困難な人には、チームで対応することが望ましいと思います。



18

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブルシューター研修会」



19

ベストインタレストとは！

1. イギリスの意思決定能力法で示されたもので、「本人にとっての最善の利益」と訳される考え方のこと。
2. 共同決定に関わる家族や支援者（相談支援専門員）には必須で求められるもの。
3. とりわけ、共同的に意思決定するケースにおいては、本人の意思を覆すような決定を行うとしたら相当の理由が必要。
4. 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、できる限り整えなければならない。
5. 尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して医療処置をしてはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺幇助は、認められない。
6. 本人の過去・現在の意向、感情、信念や価値観を考慮しなければならない。
7. 本人が相談者とした者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない。

これらの条件を適切に満たした共同決定は、結果が不本意なものになっても免責

※ 又村あおい氏の原稿を一部借用

平成30年(2018年) 5月27日 横浜市自閉症児・者親の会 総会研修会 資料

30

20

辻川 圭乃（つじかわ たまの）

辻川法律事務所 弁護士

経歴

京都大学文学部卒

大阪市役所勤務

1990年 弁護士登録 大阪弁護士会

1997年 誰でも気軽に相談できる、地域に密着した「町医者」的な法律事務所を目指して、辻川法律事務所開設

現在の活動

弁護士会委員会活動

日弁連罪に問われた障がい者刑事弁護 PT 連絡会座長

日弁連人権擁護委員会障がい者差別禁止法制特別部会委員

同 障害者権利条約パラレルレポート PT 副座長

☆ 行政

大阪府障がい者施策推進協議会委員、障がい者差別解消協議会委員

大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議会委員

☆ 障害者団体

一般社団法人 日本自閉症協会副会長

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会評議員

社会福祉法人 北摂杉の子会評議員

☆ 学会

日本司法・共生社会学会(The Protection and Advocacy society of Japan)理事

日本自閉症スペクトラム学会評議員

☆ 権利擁護活動

P&A—大阪（プロテクションアンドアドボカシー 大阪）代表

障害のある人が地域で暮らしやすくなるための「コンビニプロジェクト」

「ぽっぽやプロジェクト」などを展開

関西トラブルシューター（TS）ネットワーク

実践報告その1

『知的障がい者・発達障がい者の 社会的トラブル報告 及び 支援方法について』

2020. 12. 12

弁護士 辻川 圭 乃

1. はじめに

知的障がいや発達障がいのある人には、さまざまな障害特性があります。

そのため、いろいろな社会的障壁にぶち当たり、生きづらさを抱えています。

また、その障害特性から、いろいろな誤解を受けたり、障害特性に付け込まれたり、さまざまなトラブルに巻き込まれてしまいます！

でも、障害特性を理解する人が周りにおいて、合理的配慮の提供(構造化など)があれば、トラブルを解決することは可能…
なはず。

法律もいろいろと整備されてきました。

⇒ 快い結果を導くために、どうすればいいのでしょうか！？

2. 消費者被害

1) さまざまなトラブルにあります

(1) 悪質商法

- ・キャッチセールス、アポイントメント商法

(2) 不当請求

- ・不当請求
- ・ポイント制(出会い系サイト)

(3) 消費者金融

- ・名義貸し、連帯保証人
- ・ヤミ金

(4) 携帯電話

- ・名義貸し

2) 解決策

(1) クーリングオフ等

・クーリング・オフ:消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度。

・消費者契約法:消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定

・詐欺や強迫による取消

・要素の錯誤による無効

(2) 成年後見制度

判断能力が十分でない人を、法律的に保護し、支えるための制度



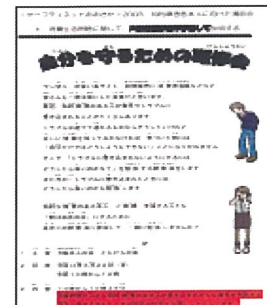
① 自立支援...各種契約の締結など

② 権利擁護...悪質商法の取消など

3) 快結のために 本人が 力をつける！

・セルフ・アドボカシー支援

○ 「自分を守るための研修会」



- 本人向けワークショップ
「あきらめない！」
自分で「いりません！」と
言うしてみる。



3. 虐待

1) いろいろなトラブルにあっています

(1) 身体的虐待 カリタスの家事件

三田監禁事件

(2) 性的虐待 浦安強制わいせつ事件

(3) 経済的虐待 大橋製作所事件

(4) 精神的虐待 労働事件(自殺)

(5) 放置・ネグレクト コスモスアース事件

2) 解決策 障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、別6月24日公布)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に基づき、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③利用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	利用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】相談等、原資確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>【事業主の責務】当該事業等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の都局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入用等障害児には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

3) 快結のために 早期発見・早期通報 ⇒ 地域の目を増やす

理解を広める(知ってもらう)



地域におけるサポーターを増やす



地域における安全ネットワークの構築

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブル・シューター研修会」

<地域における安全ネット>

警察・交番との安全ネット
自閉症に理解ある警察官

交通機関との安全ネット
自閉症に理解ある駅員
バス運転手
タクシー運転手

消費生活センターとの安全ネット
消費生活センター
詐欺・悪質商法

医療機関との安全ネット
自閉症に理解ある
かかりつけ医

コンビニ・商店街との安全ネット
自閉症に親切的な店・店長さん

消防・救急との安全ネット
自閉症に理解ある
消防・救急隊

コンビニパンフ

たのんます！

知的障害のある人の

サポーターのお店。

人前で、自分独自の力で生活することは、
でも、周囲には理解が足りない、新しいことに挑戦し、
新しい知識やスキルを身につけたいと、多くの人が希望する。
そんなとき、理解のあるコンビニ・サポーターが活躍します。
コンビニで働くサポーターは、自分と似たような悩みを抱えている人が
多いとわかって、あなただけ。

こんな経験ありませんか？

寂しい人？ 困った人？ こわい人？
→ いいえ、そんなことはありません
知的障害のある人です！
知的障害のある人は、周囲に理解が得られない、
うまく生活が送れないことがあります。

知的障害のある人にはこんなたすまいます

コミュニケーションが うまくいかない	難しいことや情報が おぼろしい	どうしていいかわからないまま パニックになる
-----------------------	--------------------	---------------------------

それでも通じない…そんなときは

- 1 コミュニケーションボードを利用しましょう。
お話を聞いてもらう場面 → コミュニケーションボードの「お言葉」を使って伝えましょう。
「何を言っているの？」と話を聞いてもらいます。
「何を言っているの？」と話を聞いてもらいます。
「何を言っているの？」と話を聞いてもらいます。
- 2 連絡してください。
本人の言葉と身体表現の両方から、何を伝えたいのかを聞き取り、
本人、家族や支援者、関係者などに、連絡していただくのがいい。
- 3 地域の連絡先にご一報ください。
お困りのときは、お住まいの地域に、お困りの連絡先を知らせておくことが、
お困りのときは、お住まいの地域に、お困りの連絡先を知らせておくことが、
お困りのときは、お住まいの地域に、お困りの連絡先を知らせておくことが、

知的障害のある人のためのセーフティネット構築を支援して

NPO 法人成年後見センターかけはし
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビル10F
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
E-MAIL: info@kakehashi.or.jp
HP: www.kakehashi.or.jp

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブル・シューター研修会」

**こんなとき、
どうしたらいい？**
こんなお客さんに会ったら・・・

やさしいことばで、
ゆっくりと話しかけてください。
周りを困らせようとしているわけではありません。
何か不安なことやわからないことがあるのかもしれませんが。

<p>改札周辺で・・・</p>  <p>切符の買い方がわからない 切符や割引証を捨てずに乗車・・・</p>	<p>電鉄・バス会社によって 割引制度が違うことが、 わからないのかもしれませんが、 文字・絵・音響り・ コミュニケーションボードなども 使って聞いてください。</p>  <p>「はい、大丈夫です。」 「ありがとうございます。」 「はい、お願いします。」</p>
<p>ホームや 停留所周辺で・・・</p>  <p>白線を越える急ぎ足で走る 大声を出したり、走り回ったり・・・</p>	<p>力ずくで押さえるのは危険です。 体調が悪くなる、不安になるような まじかげがあるのかもしれませんが、 危険なことやいけないことがわかる ように、ゆっくりと注意してください。</p>  <p>「すみません、急ぎ足で走ると危険です。」 「大丈夫です、ありがとうございます。」 「はい、お願いします。」</p>
<p>電車やバスの 車内で・・・</p>  <p>終点などでも降りようとしていない・・・</p>	<p>降りるべき駅がわからないとか、 困っているのかもしれませんが、 路線図などを示して聞いてください。</p>  <p>「はい、大丈夫です。」 「ありがとうございます。」 「はい、お願いします。」</p>

4. 差別

1) いろいろなトラブルにあっています

(1) 教育

- ・不当な差別的取扱い: 親の付添
- ・合理的配慮の不提供

(2) 交通機関

- ・航空機単独搭乗拒否

(3) サービス・商品

- ・遊園施設入場拒否、付添

(4) 労働

- ・自閉症男性自殺賠償訴訟

2) 解決策 障害者差別解消法 差別解消措置

行為主体	不当な差別的な取扱い	合理的配慮の不提供
行政機関等	してはいけない	提供しなければならない

※事業者

してはいけない

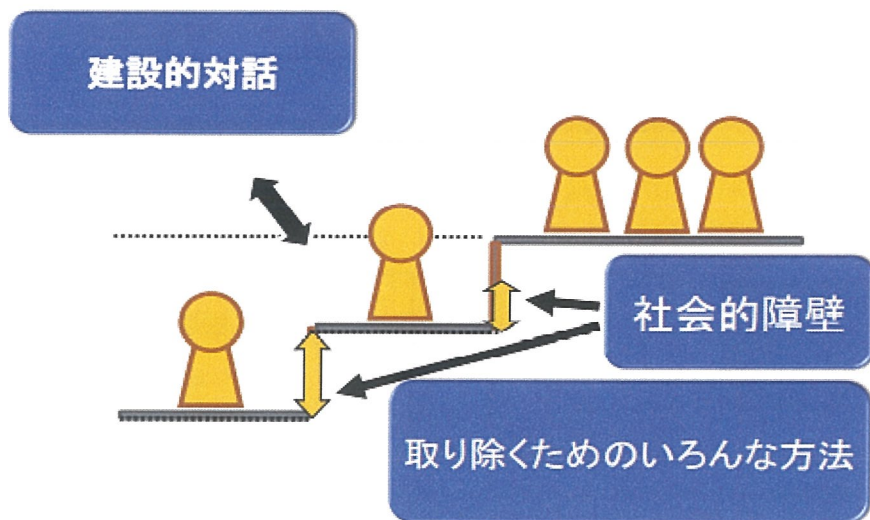
提供するように努力する

※1

- ・行政機関等とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方公共団体の経営する企業を除く。)
- ・事業者には、個人事業者、NPO法人等の非営利事業者も含まれる。

改正障害者雇用促進法
提供しなければならない

合理的配慮とは

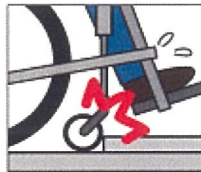


「社会的障壁」とは？



障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

社会的障壁



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

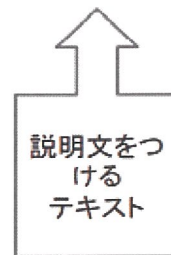
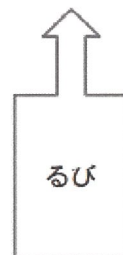
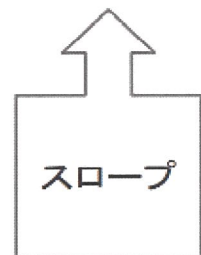


例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて図像だと読み上げソフトが機能しません。

合理的配慮



5. 不審者扱い

1) いろいろなトラブルにあります

(1) 通報 ⇒ 誓約書

(2) 通報 ⇒ 土下座

(3) 職務質問 ⇒ 安永健太さん事件

自閉症スペクトラム障害のある人の障害特性

こだわり

- ・ボタン → 痴漢
- ・チャック → ひったくり
- ・きらきら → ストーカー
- ・ビール瓶の箱 → 住居侵入

理解不足

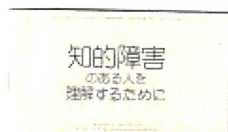
- ・窃盗
- ・強制わいせつ未遂

問題行動

- ・放火
- ・傷害

2) 解決策 警察プロジェクト

- ・ハンドブックの作成、配布
- ・全国の警察署に2万部配布
- ・一般向けのハンドブックも作成
- ・地域のセーフティ・ネット構築構想



警察にわかってもらおう「警察プロジェクト」

沖縄県警
沖縄県警察 ショボムスコット「シューター」君
警察官の勉強会で使いたいのので
2000部印刷したい

北海道警
警察官も出席して
勉強会を開いた
ほくとくん

千葉県警

奈良県警
県議会代表質問
育成会役員が講師

東京・警視庁
キッズページ
ビーボくんTOWN開設

フーちゃんクイちゃん
大阪府警察
2002年度はふれあい交流
会(警官と知的障害のある
人が一緒に関わりながら)

神奈川警察
神奈川県警察のマスコット
ビーガルくん
育成会役員が講師

警視庁警察学校にて講義(2002年度)
- 警察官新任研修中の授業として
- 1200人対象

岩手県警
埼玉県警
三重県警
茨城県警

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブル・シューター研修会」

発達障害者支援法第23条における専門的知識を有する人材の確保

発達障害者支援法第23条

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害者の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

警察の取組

警察庁より、各都道府県警察宛て、警察官を含む警察職員に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の通達を发出。（平成28年3月、平成29年6月）

裁判所の取組

最高裁判所より、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の事務連絡を发出。（平成29年3月）

矯正施設の取組

法務省矯正局より、矯正施設等に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の事務連絡を发出。（平成29年5月）

厚生労働省から、障害保健福祉主管部局に対して、各都道府県、指定都市において、関係機関で実施する研修の講師について、発達障害支援センターの職員の派遣等について協力依頼の事務連絡を发出。

3) 快結のために セルフ・アドボカシー支援
(大阪・松原署ふれあい交流会)



6. 刑事事件

1) ①えん罪もたくさんあります

○ 横浜駅構内で…

・エレベーターで、女子高生のスカートの中を盗撮したとして迷惑防止条例違反に問われた事例

○ 奈良で…

・高校生が、強制わいせつの容疑で逮捕された。犯行当時アリバイがあったが、場面的緘黙のため主張できず、家裁送致された事例

○ 貝塚で…

・空き家の連続放火事件犯として逮捕・起訴された事例

当番弁護士

当番弁護士とは・・・

逮捕・勾留された人のために、弁護士が1回だけ無料で面会に駆けつけ、相談にのる制度です。

*引き続きサポートを受けたい人は、当番弁護士に相談してください。



支援対象者が逮捕
されたら
当番弁護士を呼
んで下さい

可視化、立会い

ご家族や支援者のみなさまへ

ご存じですか？

知的障害のある人への取り調べへの録音・録画が始まっています

警察では2013年10月から、警察では2013年5月から、知的障害者によるコミュニケーション障害のある人が被害者として被害に遭った場合、すべての被害者の録音・録画（取り調べの可視化）が実施されています。さらに、被害は心身・精神被害の場合も受けられるようになっています。

知的障害のある人へは、被害の状況や被害の被害を把握し、適切な対応が必要です。警察側に対して訴えるように求めています。こうしたことで、知的障害のある人は被害に巻き込まれやすいため、警察をきちんと知らせ、取り調べを受けることも、被害者の今後の生活・福祉や心身・精神被害の防止に役立っていることを覚えてください。

知的障害のある人が警察につれて行かれたら

「警察に知的障害がある」と警察に伝えてください。必ず警察を呼ぶようにし、被害状況について正確に説明してください。取り調べの際の被害の可視化のため、録音・録画が行われます。



取り調べに立ち会いたいと申し入れましょう

警察側では、2013年3月から一部の地方警察で、知的障害者によるコミュニケーション障害のある人の被害に巻き込まれた場合、被害者の被害状況を把握し、適切な対応を求めています。こうしたことで、知的障害のある人は被害に巻き込まれやすいため、警察をきちんと知らせ、取り調べを受けることも、被害者の今後の生活・福祉や心身・精神被害の防止に役立っていることを覚えてください。

警察・検察のみなさまへ

ご存じですか？

知的障害のある人への取り調べへの録音・録画が始まっています

被害者との会話で「おや？」と思ったら

知的障害のある人はコミュニケーション障害により言葉が通じず、被害に巻き込まれやすいため、警察を呼ぶようにし、被害状況を把握し、適切な対応を求めています。こうしたことで、知的障害のある人は被害に巻き込まれやすいため、警察をきちんと知らせ、取り調べを受けることも、被害者の今後の生活・福祉や心身・精神被害の防止に役立っていることを覚えてください。

取り調べに立ち会いたいと申し入れましょう

警察側では、2013年3月から一部の地方警察で、知的障害者によるコミュニケーション障害のある人の被害に巻き込まれた場合、被害者の被害状況を把握し、適切な対応を求めています。こうしたことで、知的障害のある人は被害に巻き込まれやすいため、警察をきちんと知らせ、取り調べを受けることも、被害者の今後の生活・福祉や心身・精神被害の防止に役立っていることを覚えてください。

知的障害についてどんな障害？

知的障害のある人は、知能や記憶力、判断力、学習力に障害があります。発達障害や精神疾患と区別する必要があります。知的障害のある人は、被害に巻き込まれやすいため、警察を呼ぶようにし、被害状況を把握し、適切な対応を求めています。こうしたことで、知的障害のある人は被害に巻き込まれやすいため、警察をきちんと知らせ、取り調べを受けることも、被害者の今後の生活・福祉や心身・精神被害の防止に役立っていることを覚えてください。

全国知的障害者支援センター協会 www.kanokor-japan.jp
2023年11月現在 掲載 2024年2月26日現在 掲載 2024年6月現在

② 必要以上に厳罰化されています

大阪アスペルガー一求刑越え判決

平成23年7月30日大阪地方裁判所 懲役20年

反省がない

受け皿がない

→許される限り長期間刑務所に

収容させるべき



平成24年2月26日大阪高等裁判所 破棄自判14年

(動機)

- ・おにぎりを万引き
 - 欲しかったから
 - お腹がすいたから
 - =利己的・自己中心的
 - なぜ、お腹がすいたのか？
 - 年金を搾取されていたとしたら...

犯罪→虐待や消費者被害の延長線上

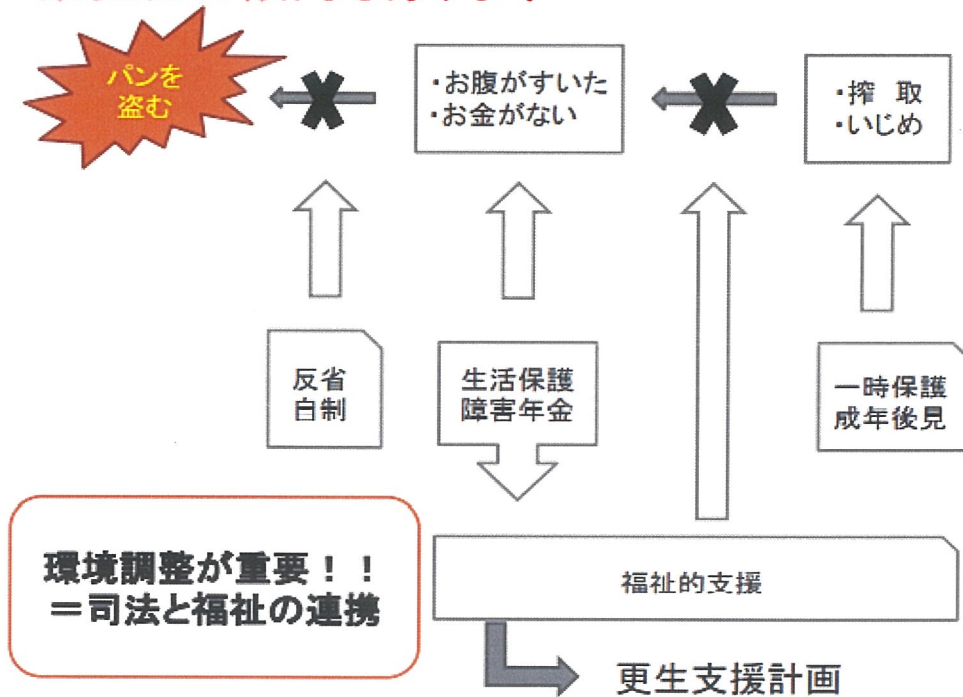
(反省)

- ・場の空気を読めない ←NOT 不遜な態度
- ・反省の弁をうまく表現できない
 - ←NOT 反省できない
 - 「反省しているか？」「反省しています」
 - 「ではどうすればいい？」「...。」
 - 「被害者の痛みがわかるか？」「それは無理」
- ・なぜ犯罪をしてはいけないのかの本当の意味の理解不足
 - ←NOT 反省していない

出所後5日後の犯行

執行猶予期間中の犯行

③ 累犯化の傾向もあります



2) 解決策 司法と福祉の連携

・地域生活定着支援センター

平成24年3月、全都道府県に設置完了

・出口支援と入口支援

出口支援: 刑務所に戻らないための支援

入口支援: 刑務所に入らないための支援

・大阪モデル

社会福祉士会との連携

地域生活定着支援センターとの連携

3) 快結のために

知的障害・発達障害のある人のための
トラブル・シューター

関西**TS** 出前講座@和歌山



研修会 2日目

12月13日(日)

角山 富雄 (かくやま とみお)

湘南心理カウンセリング研究所 所長
臨床心理士, 言語聴覚士

学歴

慶應義塾大学 文学部 社会・心理・教育学科 心理学専攻 卒業
香川大学 大学院 医学研究科 博士課程 修了 医学博士

経歴

神奈川県立足柄上病院 (至現在: 非常勤)
目白大学 人間学部 心理カウンセリング学科・大学院心理学研究科 教授
横浜国立大学 教育人間科学部 非常勤講師
上智大学 大学院 外国語学研究科 非常勤講師
横浜市立大学 大学院 看護学研究科 非常勤講師 (至現在)

学会

日本芸術療法学会 評議員

専門

精神病理学
モラル心理学, ナラティブ心理学
精神療法, 芸術療法

著作

被虐待児のアートセラピー (監訳) 金剛出版 2002年
バイリンガルと言語障害 (編著) 学苑社 2003年
ナラティブ心理学セミナー (監訳) 金剛出版 2009年

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブル・シューター研修会」

【基礎】 逆転の発想！～コロナ禍の置き土産～ 『不安について考える』

湘南心理カウンセリング研究所 所長 角山 富雄

まえがき；

どのような事柄にも通じることですが、何かが起きたとき、その痕跡や爪痕を丹念に辿り直してみると、意外な真実に出逢うことがあるものです。

自然現象であれ、人間に降りかかる出来事、個人の内面に生じる変化であれ、その奥底に、普段、気にも留めない意外な真実が隠れていることに気付くのです。

見えなかったものが見えてくる。それが、その人にとって、幸か不幸か、都合がよいか不都合か、の判断は措くとして、何かがきっかけとなり、そこから、意外な真実が急に姿を顕わすのです。

新型コロナ感染症に振り回される生活が始まって、1年近い歳月が経とうとしています。コロナ禍の真っ只中で、その痕跡や爪痕を精確に辿るのは、厄介なことかも知れませんが、1年近い経験を頼りに、われわれの実生活や心の内面に刻まれたコロナの爪痕を辿ってみたいと思います。

その作業を通じて、《後見》という考え方の背後にある、意外な真実が浮かび上がってくるかも知れません。

そこでの keyword は“不安”だと思います。

新型コロナ(covid-19)がもたらしたもの；

covid-19 の置き土産を辿り直してみると、4つの問題が浮かび上がってくるように思われます。

- ① われわれの周囲に実感として漂う、得体の知れない《不安》
- ② 感染拡大を助長する《グローバリズム》社会
- ③ 感染症《免疫》の人間学的な意味
- ④ 感染防止対策が浮き彫りにした、現代人の《生き方》に絡む諸問題

の4つです。

そして、この4つの問題の周囲には、《不安感》という不気味な暗雲が重くのしかかっているのです。

この不気味な《不安感》は、われわれが《後見》について考え、悩むときに感じる何かと、密接に繋がっているように思われてなりません。もう少し詳しく述べましょう。

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブル・シューター研修会」

① 得体の知れない《不安》

これは、《死の不安》、《生の不安》、《未知なものへの不安》などの総称とも言えます。現代人はいつから《不安》を仇敵のように忌み嫌い、在ってはならないモノと位置づけるようになったのでしょうか。《不安》が偉大な芸術や創造力の産みの親になることもあるというのに……恐怖や不安は嫌だ、嫌なものは見たくない、無い方がいい、だから仇敵にされてしまう。《不安》との共存なんてあり得ない。《不安》や恐怖感は、在ってはならない。だから、「抗不安薬」を服用するという発想が可能になるのです。

現実に起きる死や、死を連想させる不安、日常生活の不安、人間関係の不安、未知なものへの不安恐怖(covid-19)……それらは皆、《在ってはならないモノ》、《トラウマ原、ストレス原》にされ、意識の世界から追い払われてしまうのです。コロナ不安に悩まされるのは嫌だ……だから、“コロナなんか無い、無かったことにする。”不安を煽るような余計な想像力は引き出しの中に仕舞って、“気分転換に旅行でもするか”、となるのでしょうか。

この感覚は、“後見のことは明日考えよう”と、後回しにする感覚と似ていませんか？

② 《感染拡大とグローバリズム社会》

現代文化を支えているのは、人とモノの交流促進と、貨幣市場経済への信用だと言われます。

グローバリズムによって、人とモノの交流が拡大し、市場が活性化すれば、物質的な豊かさ(富)は増しますが、それと同時に、感染症のリスクも増します。MERS、SARS、エーズ、100年前のスペイン風邪、ペスト……人類の繁栄と感染症とは、昔からいつも双子の兄弟でした。人が動けば感染症もはびこる。地球温暖化も同じメカニズムでしょう。

貨幣市場経済を信用することで、通信技術の発展(コンピュータ社会化)をバネにしながら、われわれは on-line 決済やネット・ショッピングといった便利な生活を手にしましたが、それと同時に、「オレオレ詐欺」やネット犯罪、《SNS でのいじめ》も増えました。

covid-19 は、現代文化に潜むこうしたさまざまな問題を、全部ひとまとめにして、われわれに見せてくれたのです。社会モラルに楔を打ち込まれた感じで、これがわれわれの《不安感》を煽るのです……何故、毎日、通勤通学しないといけないのか……客が来ないと店が潰れ、経済が壊れるのは何故か……経済って何なのか……相続って何なのか……後見制度がないと何が潰れるのか……。

③ 《免疫と covid-19》

covid-19 は頻繁に突然変異を繰り返すので、治療やワクチン開発が難しいと言われていきます。《with コロナ》を覚悟して、ひとり一人が《免疫力》を高めるようにと言われる所以です。

《突然変異》は、19 世紀にダーウィンの『種の起源』が発端となって生まれた「進化論」

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブル・シューター研修会」

に由来する、遺伝学の言葉です。どうして突然変異するのか？突然変異しないと自然淘汰され、種が減びてしまうからと言われています。

covid-19 君も大変なのです。彼らは細胞を持たないから、誰かの細胞にパラサイトしなければ生きられない。しかし、自分たちが繁殖しすぎると、宿主を殺してしまい、次の宿主を探さなければならないので、巧く騙くらかして、次の宿主の中に潜り込むためには、変装(突然変異)を繰り返さないといけない。人間から見れば厄介至極な話で、“観念して、温しくお縄を頂戴しろ”と言いたくなりますが、彼らも必死なのです。

生きるとは面倒なことです。但し、covid-19 君はわれわれのように《不安》に苛まれたりはしないのでしょうか。

次に《免疫：immunity》ですが、語源はラテン語以前にまで遡り、公務免除、免責が原義で、王侯貴族、僧籍者、退役軍人に付与された特権を意味する言葉でした。“im：否定”+“munus：夫役・奉仕”で、公務(夫役・奉仕)免除となるわけです。“commune：共同体”や“communication”、“common：常識”も、“munus”から派生した同族語です。

感染症に罹ったら、誰もが皆、共に苦しむ。苦しむのは一種の《夫役・奉仕》みたいなものなのですが、その《夫役・奉仕》を免除される。一度罹患したら、病に奉仕する苦しみからお役御免になる。そこから《免疫》は医学用語へと転用されたのでしょうか。

《免疫細胞》という言葉をご存じでしょう。“マクロファージ”と“T細胞”。外敵異物の《見張り役》と《殺し屋》細胞群のことです。何が異物(弊害)かを見極め、その侵入を見張り、全力でくい止める。

この《免疫》の仕組みは、《後見》の仕組みと似ていると思いませんか？護られるべきものにとっての弊害(不安)を見極め、弊害の侵襲を見張り、その拡大をくい止める。英語で《後見》は“guardianship”です。“guardian：見張り役、保護者、守護聖人、後見人”は、コロナ禍の“アマビエ”と同じ仕事をしているのかも知れませんね。

《免疫》と《禁治産：incompetent》には深い繋がりががあります。“compete：共に競い努力する”ことが難しい人(禁治産者)を護るために、彼らに対して、夫役奉仕を免除する。つまり、免疫力を強める手助けをする。それが《後見》の仕事なのでしょう。

covid-19 に対する免疫を考える場合も、後見について考える場合も、難しいのは、《何のために何を護る》のかを見極めることだと思います。そこには、いつも、正解が見えないことの不安と恐怖が同居しているからです。だから、一人で思いあぐねないで一緒に考えましょう。

④ 《どう生きたらよいのか？》

covid-19 は世界中に《マスク文化》を広めました。手洗い、うがい、ロック・ダウン(籠り生活)、2メートル以上の対人距離の推奨も然りです……。

いずれも、既存の生活様式や人間関係に多大な影響をもたらすものです。加えて、そうし

NPO 法人成年後見センターかけはし 「トラブル・シューター研修会」

た推奨・提言が誰の権限で行われるかで、公権と私権(人権：自由)の確執が生まれたりもします。日本人のメンタリティーは、どうも、こうした問題に脳天気ではあるのですが……。

ここでは、covid-19 と共に生きるというテーマを、《テリトリー》という言葉を手がかりにまとめておこうと思います。

《マスク》や《手洗い》、《うがい》は、covid-19 とわれわれ人間との間に、テリトリーの境界線を引く作業、つまり、covid-19 の侵入を出来るだけ阻止するための作業です。しかし、そうした作業は、《マスク警察》のような社会問題や、手洗い・うがいの繰返し(不潔強迫症状)といった副作用ももたらします。

《籠り生活》は敵から身を護るために、防空壕(護られた空間)に非難するのに似た作業ですが、それは同時に、経済の不活化だけでなく、外部情報が自分のテリトリーに侵入するのを嫌う《引きこもり》病と同じ病理を賦活化させます。もっとも、“不登校や不出社(引きこもり)は、何故いけないのか？”と問われて、満足な答の出せる人がいるかどうか、怪しいものです。

《2メートル以上の対人距離》確保は、周囲と距離をとることで、感染リスクを軽減させる効果があるといわれますが、これにも、われわれの精神や人間関係を蝕む甚大な副作用があります。親密な関わりを禁じられると、健全な《自己テリトリー》の感覚(両手を広げた範囲：一尋)が破壊されてしまうからです。

まとめ；

詳細は講演の時にお話しするつもりですが、ここでは、先の見えない不確かで不安な状態や、希有な災禍に見舞われたとき、われわれが座右の銘にすべき先人の言葉を二つ紹介しておこうと思います。後見について考えあぐねたときにも、何かの役にたつはずです。

“二つの厄災に気付いたときは、小さい方を選びなさい(災難と荷物は軽いほどよい)。”

(アリストテレス)

“自分に優しくしなさい。自分がいちばん愛したものを、それを信じることです。

将来の不幸を悲観して取り越し苦労に身をやつすだとか、将来を心配するあまり、今という時間を見失って、惨めな時間を過ごしたりして、何になるというのですか。”

(セネカ)

坂本 千花 (さかもと ちか)

坂本千花法律事務所 弁護士

経歴

新潟県出身

大学卒業後 特別養護老人ホームで生活指導員として勤務

平成15年 司法書士資格取得

都内の法律事務所・司法書士事務所で勤務

平成20年 司法書士坂本事務所開業

平成26年 司法試験合格

平成27年 司法修習（東京）

平成28年 坂本千花法律事務所開業

平成29年 精神保健福祉士資格取得

保有資格

弁護士

社会福祉士

精神保健福祉士

司法書士試験合格（未登録）

宅地建物取引主任者（未登録）

介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）

トラブルシューター実践報告

トラブルになったらどうするか



弁護士・社会福祉士
坂本千花

今日の講義の内容

- 1 障害者が刑事手続の中で置かれた状況
- 2 刑事手続の流れ
- 3 地域で見守る私達にできること

自己紹介

大学卒業後 東京都内特別養護老人ホームにて
生活指導員として勤務
社会福祉士取得

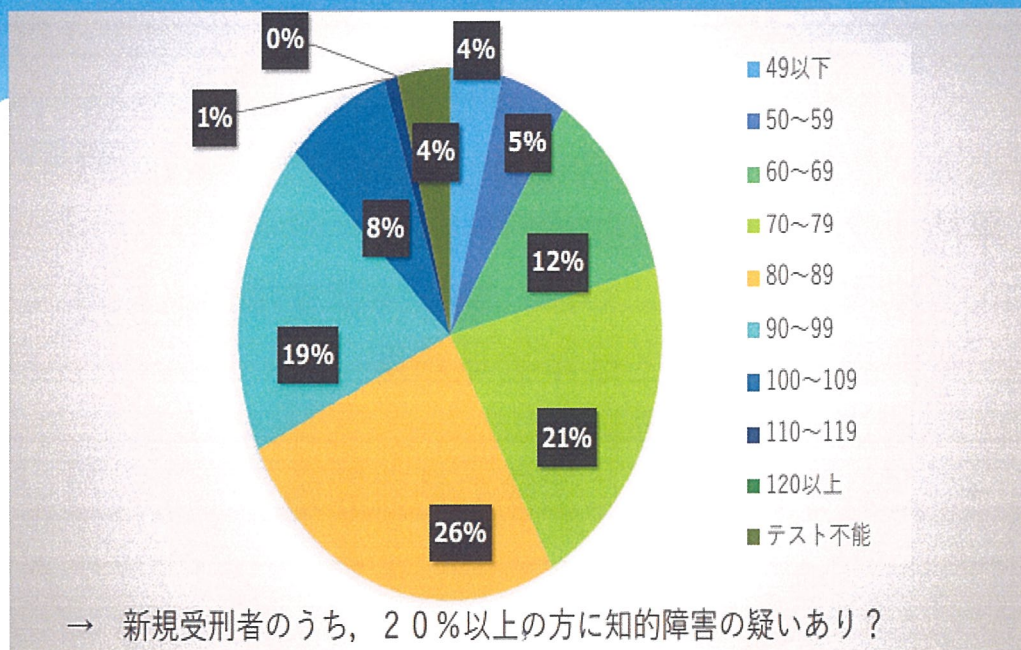
平成12年 介護保険施行
措置から契約 → 意思決定支援の必要性
介護保険制度と成年後見制度
司法と福祉の連携
→ これをきっかけに法律の勉強開始

平成15年 司法書士資格取得
都内法律事務所・司法書士事務所で勤務
平成20年 司法書士坂本事務所開設
平成23年
成年被後見人選挙権剥奪違憲訴訟
→ やっぱり弁護士
平成26年 司法試験合格
平成27年 坂本千花法律事務所開設
平成29年 精神保健福祉士 取得

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブル・シューター研修会」

刑事手続における障害がある人

H25度新規受刑者における能力検査（CAPAS）値（法務省矯正統計2013年）



知能指数分布

知能段階	I Q (ウェクスラー式)	割合
非常に優れている	130以上	2.2%
優れている	120～129	6.7%
平均の上	110～119	16.1%
平均	90～109	50%
平均の下	81～89	16.1%
境界線	70～80	6.7%
知的障害(認知症を含む)	69以下	2.2%

Q 障害のある人が、一般的に犯罪を起こしやすいのでしょうか？

→ そうではない！



Q なぜ障害のある人が刑事手続の中に多くいるのでしょうか？

- ・ 取調べにおいて、虚偽の自白をとられやすい。
- ・ 本来起訴すべき事件でもないのに、反省していないと思われてしまう。

→ 刑事手続において、有効な防御をする機会が奪われてしまっている。

刑務所に入る人への福祉的支援

【平成18年厚生労働科学研究における実態調査】

刑務所に収容されている知的障害のある方や知的障害が疑われる方410名のうち、療育手帳所持者



→ 26名 (6.34%)

本来、福祉的支援が必要であったにもかかわらず、十分な支援を受けることができていなかった人が沢山いる！

私が出会ったAさんの話し

Aさん（40代女性）

生活保護を受け、生活保護法の更生施設に入所中
近所のスーパーでお菓子やパン等を万引きして
現行犯逮捕された。



9

Aさんのライフヒストリー

幼少時代から、児童養護施設で育つ。

中学校卒業後、工場の作業員等の職を転々として
すごす。

万引きで4回服役の経験あり。

初めて服役した以降は、仕事も見つからず、ホームレスの生活をする。

半年ほど前に4回目の服役が終わり、某刑務所から出所したばかりであった。その時の所持金は2万円程度。

10

接見にて

何となく不思議・・・

- ・ 同じ話しを何度も繰り返す
- ・ 質問の意味を理解するのに時間がかかる
- ・ 宅下げの手続がうまくできない
- ・ 感情的になって急に泣き出す



Aさんについて判明したこと

東京地検で簡易鑑定を実施

結果 → なんとIQ72

生活保護以外に福祉とのつながりは、まったくなかった。
刑務所で再犯防止プログラム等を受けたこともない。



これまで、誰一人として、Aさんが犯罪を犯さずに生活できる環境を整えることができなかった。

”

ある裁判例（平野区市営住宅殺人事件）から

Bさん（男性 40代）は、小学校時代から30年以上自宅に引きこもっていた。

Bさんは、これを転校の希望を聞かなかった姉のせいだと思い込み、自宅に生活用品を届けに来た姉（当時46歳）を包丁で刺して殺害した。



精神鑑定の結果、Bさんは、自閉症スペクトラム障害であることが判明した。

13

<弁護側>

心神耗弱状態だったとし
保護観察付きの執行猶予
判決を求める。

<検察官>

懲役16年の求刑



14

<平成24年7月30日大阪地方裁判所判決>

「家族が同居を望んでいないため社会の受け皿がなく、
再犯の可能性が心配される。」

「許される限り刑務所に収容することが社会秩序の維持にも役立つ」



裁判員裁判では、検察官の求刑を上回る懲役20年の判決が言い渡された。

ある裁判例（H16宇都宮冤罪事件）から

Cさん（50代）は、未解決の強盗事件2件について自白し、起訴後も、罪を認めていた。

ところが、判決言渡期日直前、真犯人が現れ、その男の自宅の捜索の結果、犯行に用いられた包丁、目出し帽等が発見された。



Cさんに対して、2件の強盗について無罪判決が言い渡された。

平成16年 宇都宮冤罪事件

<その後発覚したこと>

- ・ Cさんは、重度知的障害
- ・ 本来は字も書けない、ひらがなを読むことも困難だった。
- ・ 質問者に迎合的で、疲れると質問の意味も分からずうなずいてしまう傾向にあった。
- ・ 自白調書が10数通作成され、Cさんが作成したとされる犯行現場を示す地図も存在していた。

17

刑事手続の中で障害がある人におこる危険

Aさんのケース (坂本の担当事件)	生活力の弱さ、生き辛さを抱えている → 累犯化 の危険
Bさんのケース (H24年平野区市営住宅 殺人事件)	障害への無理解→反省していない・再犯のおそれが高いという誤解・偏見を招きやすい → 厳罰化 の危険
Cさんのケース (H16年宇都宮事件)	刑事手続の中で身を守る力の弱さ (迎合性・被誘導性等) → 冤罪 の危険

18

刑務所における処遇

<従来>

精神または身体に疾病・障害があり、医療的な処置を行う必要がある一部の受刑者

- 医療刑務所で処遇する。
しかし、医療刑務所は全国で4箇所しかない。
- その他の処遇困難な受刑者は、通常の刑務所の養護工場での処遇

刑務所における処遇

民間会社が処遇の一部を担うPFI刑務所が障害のある人に対する専門的処遇を開始している。

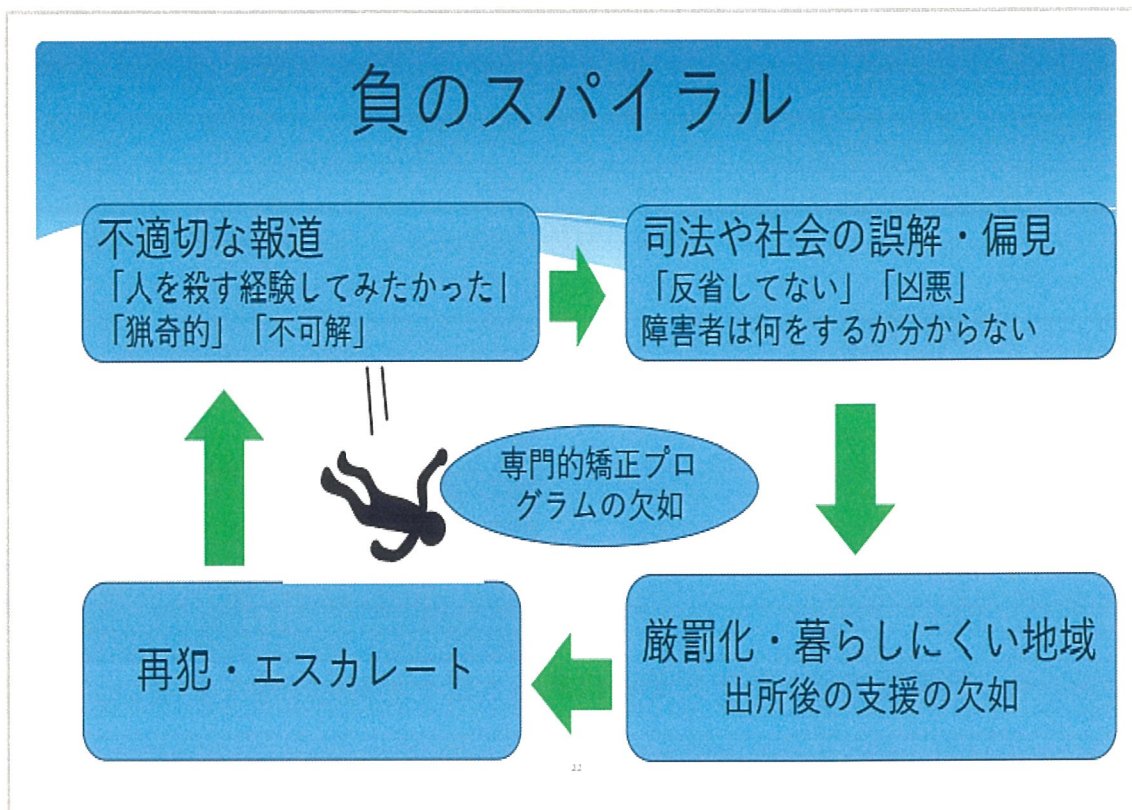
ex.

- 行動適正化プログラム
- SST（社会適応技能訓練）
- 作業療法プログラム

美祢社会復帰促進センター



- 刑務所では、いまだ障害のある人に十分対応できていない。



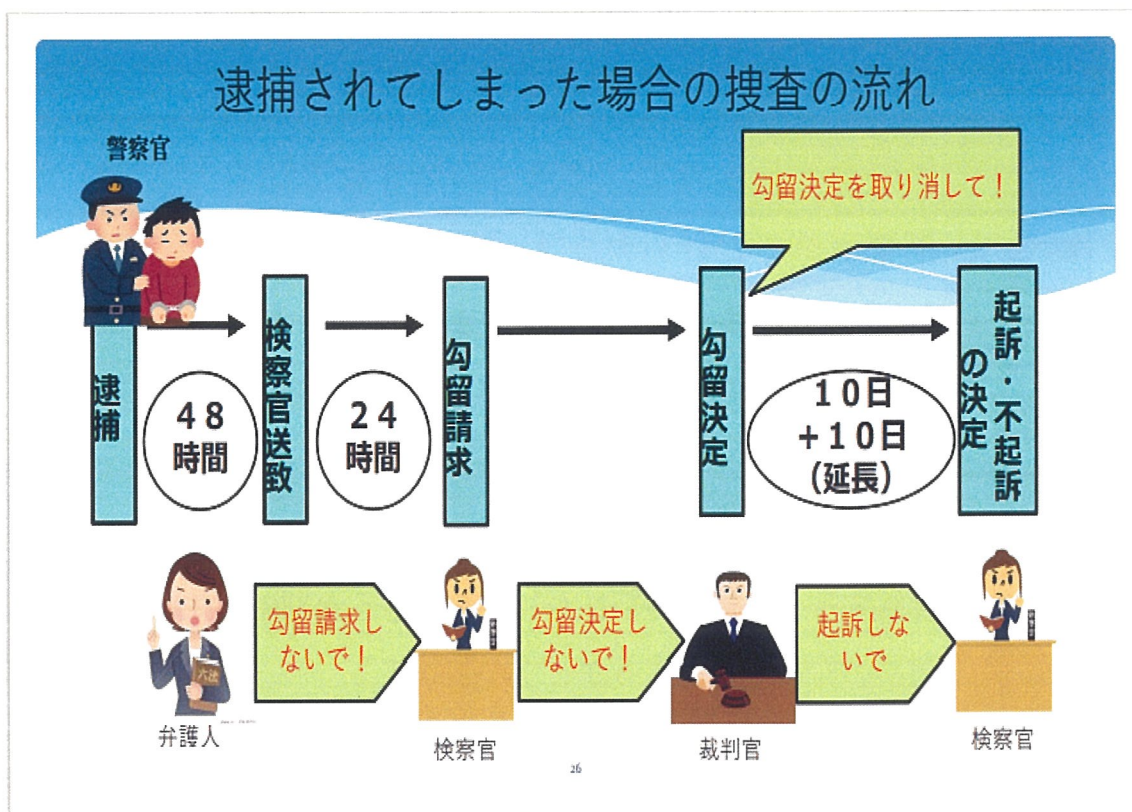
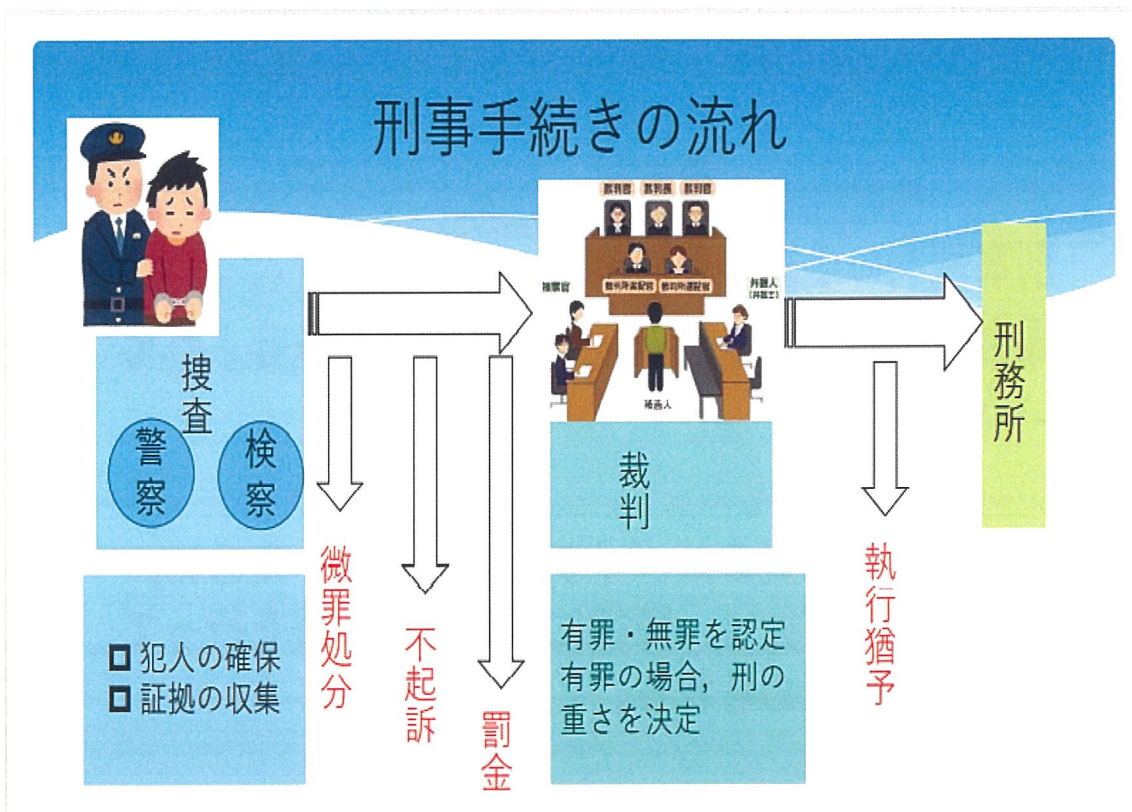
まとめ

本来、福祉的な支援を必要とする障害のある人が、刑事裁判の手續の中で不利な立場におかれている。場合によっては、刑務所・少年院へと収容されている。

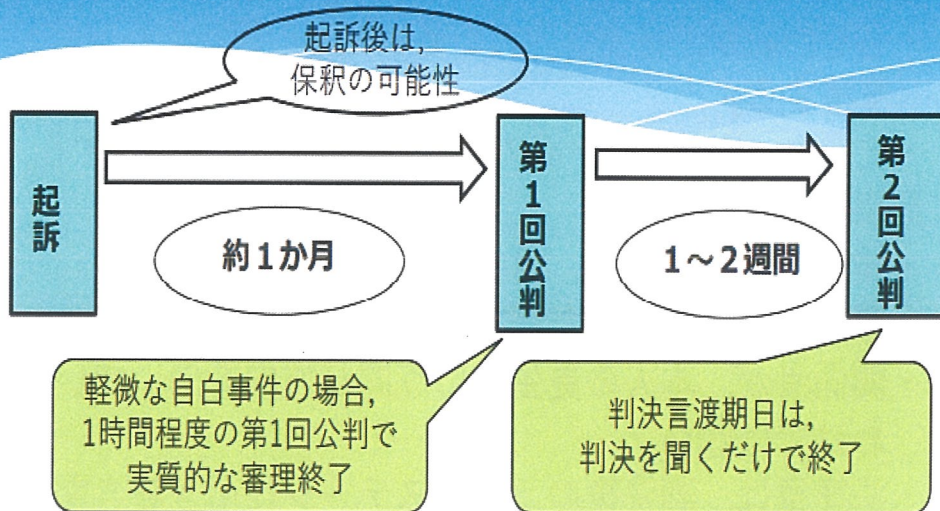
触法障害者が負のスパイラルに陥らないために、刑事手續の前後で、障害に配慮した支援を行っていくことが求められる。

刑事手續に関与する人

被疑者	容疑をかけられて、逮捕・勾留されている人
被告人	刑事裁判にかけられた人
弁護人	被疑者・被告人を弁護し、基本的人権を護る
警察	逮捕して事件に関する捜査をする 事件を検察官に送る（検察官送致）
検察官	警察官の捜査を指揮する 被疑者に対する取調べをする 起訴するか（刑事裁判にかけるか）どうか判断をする
裁判官	逮捕・勾留を許可するかどうか判断する 逮捕・勾留に対する不服申立を認めるか判断する 刑事裁判の審理の結果、判決を下す



起訴されてしまった後の裁判の流れ



27

福祉とは違う刑事司法の発想



福祉と刑事司法の発想の違い

<福祉の発想>

- ・各専門職が、被支援者のために同一の目的をもって支援する。
- ・支援は、その人のライフステージに合わせて継続する。

<刑事手続の発想>

- ・検察官と弁護人は、目指していることが違う。
- ・裁判官は、出てきた証拠に基づいて判断する。
- ・関係者が、本人の更生という同じ方向を向いているわけではない。
- ・法律家は、判決後のライフステージに引き続き関わるわけではない。

被疑者・被告人に障害がある場合

刑事手続が始まって…

- ・身柄が釈放されるチャンス
- ・起訴されないチャンス
- ・刑務所に行くことを防ぐチャンス

がある。

障害のある人が不当に重い刑罰を受けないようにするためにそれぞれの場面で

障害に配慮してもらうこと

障害を正しく理解してもらうことが重要

支援者と弁護人の連携

普通の弁護士は、障害のことを詳しく知らないことが多い。

→弁護人に本人の障害特性を伝えてあげる。

弁護人には、本人のライフヒストリーについての情報が不足している。

→支援者や家族と弁護人が、情報を共有する。

事件終了後、本人が地域に戻ってきたときの環境整備をする。

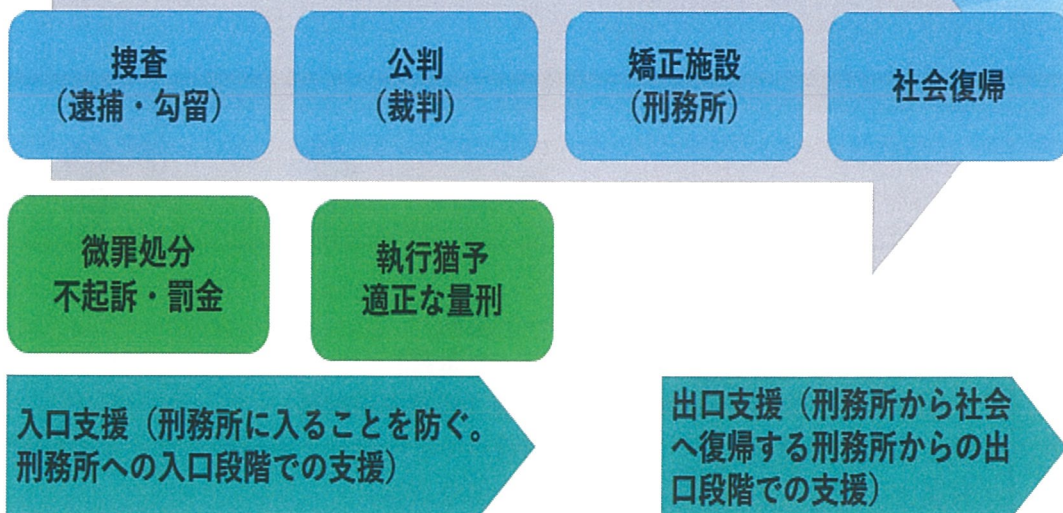
生活の場での支援、社会参加（就労等）を通じて、本人がより良い生活を送り、結果として再犯防止につながる工夫をする。

このような観点から更生支援計画を立てる。

それを裁判等で立証する。

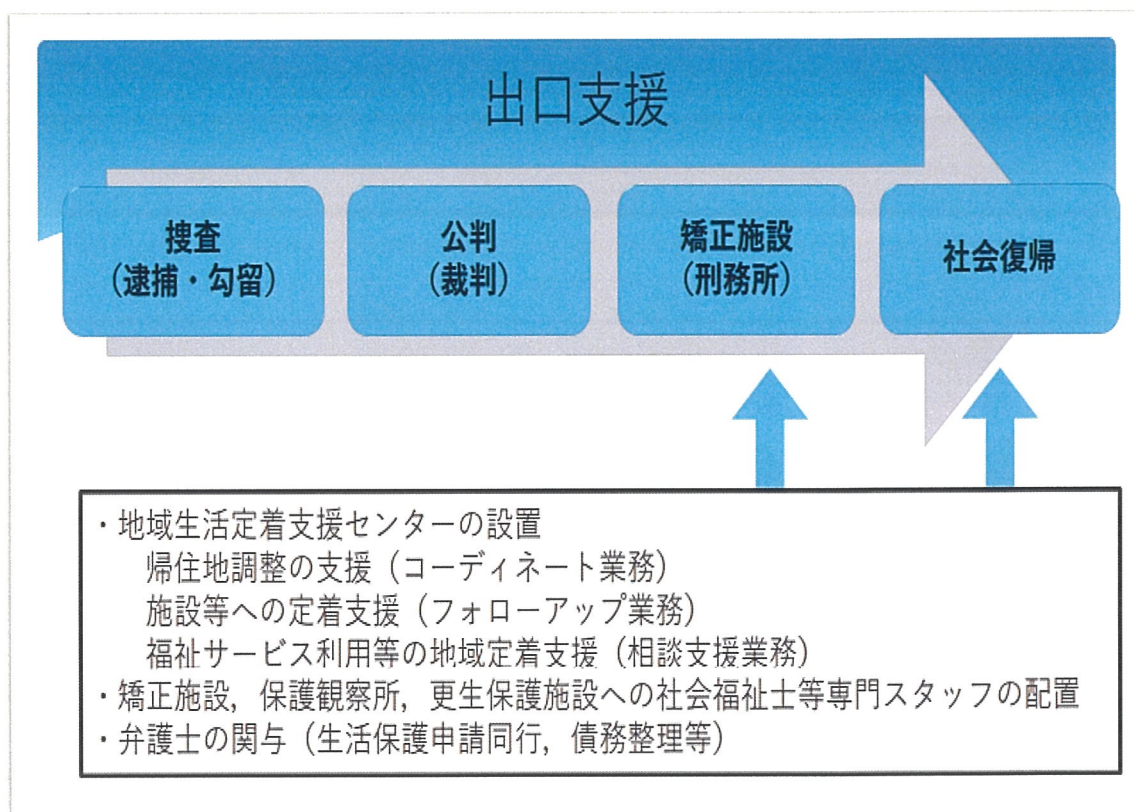
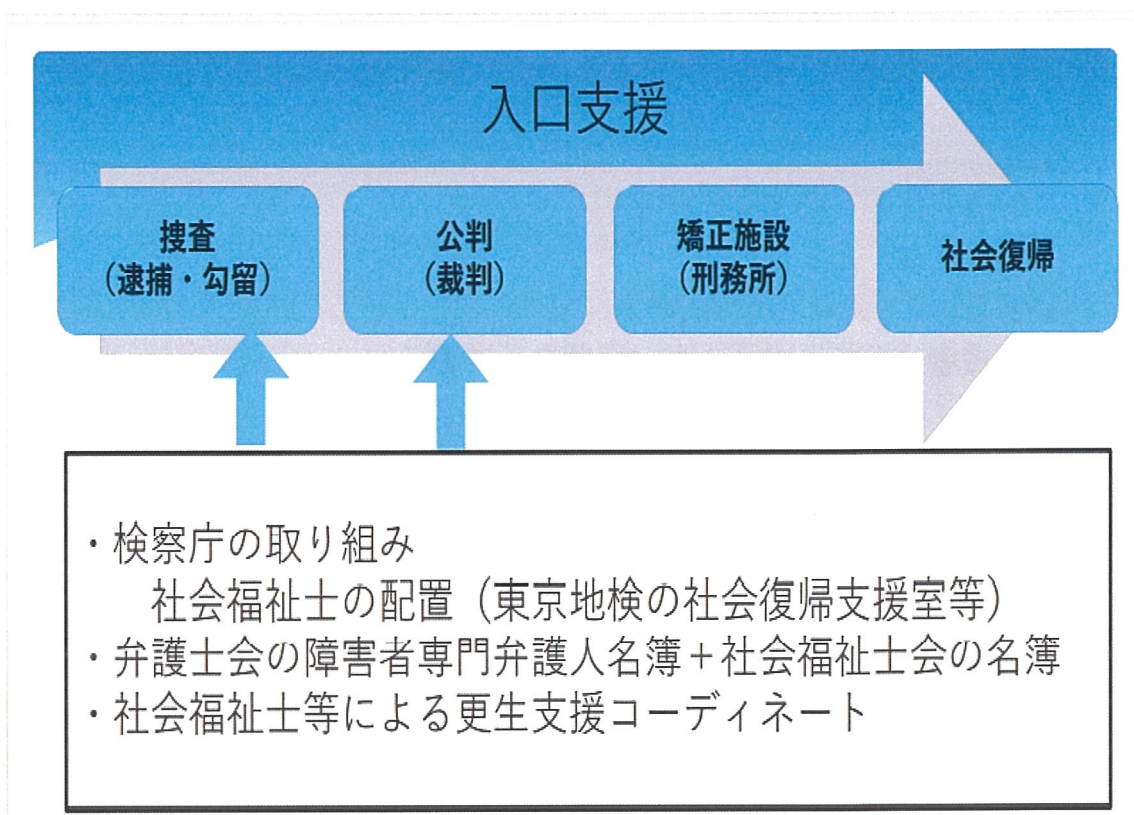
31

「出口支援」と「入口支援」



32

NPO 法人成年後見センターかけはし
「トラブル・シューター研修会」



更生支援計画とは…

被疑者・被告人の生活環境や必要な支援内容について具体的に提案するもの

本人の障害等を踏まえた上で、同じ行為を繰り返さないために望ましいと考えられる支援計画

前提として

- ・生活課題等の所在や犯罪を犯した背景を分析する。
- ・本人にとって必要な支援を考える。
- ・単に刑事処分を軽くすることが目的ではない。

支援内容を本人・支援者・弁護人間で共有し、確認する。

本人の意思決定を尊重し、本人の可能性を狭めない配慮が必要。

35

更生支援計画作成の目的

- 1 被疑者・被告人に必要な福祉的支援を提供する
- 2 支援内容を本人・弁護人・支援者間で共有することで、具体的な支援につなげる
- 3 司法の立場にいる人（裁判所・検察官・弁護人）に、被疑者・被告人の障害特性を理解してもらい、福祉的支援の確立が再犯防止につながることを伝える

36

弁護人の立場から

量刑との関係で、更生支援計画を立てる目的

障害の存在・障害の特性 生活上の困難 事件に至った背景	犯情 に関係
本人の今後の生活 のための 福祉的支援・再犯防止策	一般情状 に関係



Aさん（経過）

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士に協力依頼
- ・ 接見に同行してもらい、障害の有無等について助言を受ける。
- ・ 利用可能な社会資源について相談する。
- ・ 福祉事務所等とも今後の支援について相談

本人の特性・経過等をふまえ、支援計画を検討

ex. 盗癖について医療的処遇を受ける。
受入先を探し、住まいを確保する。

Aさん（結果）

<判決>

懲役2年8か月

cf. 常習累犯窃盗

盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律2条

→3年以上の有期懲役 →4か月の酌量減刑

理由

本人の生い立ちに、同情すべき余地がある。

本人が再犯防止プログラムを受ける意思がある。

具体的に再犯防止に向けた計画を立てている。

39

機関・分野をつなぐことこそが重要



トラブル・シューター研修会

令和2年12月11日 発行

発行者 NPO 法人成年後見センターかけはし

〒242-0022 神奈川県大和市柳橋2丁目1-26 102号

TEL 046 (244) 5551 FAX 046 (244) 5534

URL <http://www.kakehashi-tomoni.org/>

MAIL info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp

発行所 大塚印刷株式会社

〒242-0028 神奈川県大和市桜森2-14-2

TEL 046 (263) 3838

この冊子は、令和2年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成(WAM助成)の助成金により作成しました。